

大規模災害の発生に備えた規制除外車両事前届出の推進について

昨年の東日本大震災の発生を受け、緊急交通路を通行可能な車両に医療関係車両や道路啓開に使用される民間の車両が加えられる見直しが行われました。

これらの車両は、事前に警察署等で申請手続を済ませておくことで、大規模災害発生後、速やかに通行に必要な標章等の交付が受けられることになりました。

つきましては、大規模災害の発生に備えて、別添により制度の内容を理解して頂いた上で積極的に事前届出を行って頂きますようお願いいたします

第5号様式（第4の3関係）

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
規制除外車両事前届出書	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 （電話） 氏 名	
番号標に標示されている番号 （登録番号）	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住 所 氏 名
（電 話）	
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第 号	
災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
規制除外車両事前届出済証	
上記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 印	
(注)	
1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。	
2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、汚損し若しくは破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。	
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。